

恵庭市特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金交付要綱

令和4年2月16日

(趣旨)

第1条 この要綱は、深刻化する高齢者等の特殊詐欺被害の防止を図り、安全で安心な生活の確保を支援するため、特殊詐欺等防止対策機器の購入及び設置に要する経費に対し、予算の範囲内で恵庭市特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、恵庭市補助金等交付規則（平成12年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、特殊詐欺等防止対策機器（以下「補助対象機器」という。）とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 通話録音装置 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する機器をいう。
- (2) 着信拒否装置 固定電話機に接続する機器であって、管理サーバに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自動的に着信を切断する機能を有する機器をいう。
- (3) 通話録音装置又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

(交付の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者又はその者の属する世帯の世帯員とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた世帯に属する者を除く。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている当該年度開始時点で65歳以上の者
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 恵庭市暴力団排除条例（平成26年条例第30号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 転売又は譲渡若しくは貸与を目的に補助対象機器を購入しない者

(補助の対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内に店舗を有する業者が販売する補助対象機器の購入及びその設置に直接要する費用（付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。）とし、1世帯につき1台までとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に対し、10,000円を上限として交付する。ただし、補助対象経費が10,000円未満の場合は、補助対象経費の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、恵庭市特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて当該年度の2月末日までに市長に提出するものとする。

- (1) 購入を予定している補助対象機器の見積書及び機能を確認できる書類
- (2) 住所、氏名及び生年月日が確認できる身分証明書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当又は不適当であると認めるときは、恵庭市特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前項の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付が決定した事業について、当該申請内容を変更又は中止するときは、恵庭市特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）により、市長に提出するものとする。

(変更等の承認決定)

第9条 市長は、前条の規定による変更又は中止の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更又は中止の内容を審査し、これを承認するときは、恵庭市特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金変更・中止決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告及び交付の請求)

第10条 交付決定者は、補助事業完了後、補助金の支払いを請求しようとするときは、恵庭市特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書その他の支払い手続が完了したことを証する書類
- (2) 補助対象経費に設置費を含む場合は、その内訳が分かる書類
- (3) 振込先口座及び口座名義が確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定及び交付）

第11条 市長は、前条の規定により報告があったときは、当該報告の内容を審査し、又は必要に応じて調査を実施し、交付すべき確定した補助金の額を恵庭市特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金交付額通知書（様式第6号）により通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（危機負担）

第13条 補助対象機器の設置の際の作業者の瑕疵及び当該設置後に生じた特殊詐欺等による損害について、市はその責を負わない。

（調査への協力）

第14条 交付決定者は、市長が行う補助事業に係る調査事項等について協力するものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。